

商社九条の会・東京

第4回講演会記録

2006年12月9日

リーブラ（男女平等参画センター）・ホール



小池清彦氏 講演
憲法九条を語る

「商社九条の会・東京」事務局

連絡先

住 所：〒247-0061 鎌倉市台 2-20-41-303 木村方

Tel・Fax： 0467-46-7401 E-mail： akim@mist.ocn.ne.jp

講師（小池清彦氏）プロフィール



元防衛庁教育訓練局長、現職の新潟県加茂市長。

イラク特別措置法（特措法）は明白な憲法違反と指摘して、2003年7月全国会議員、全閣僚に「イラク特措法案を廃案とすることを求める要望書」を送付、法案の成立後も同年10月に「自衛隊のイラク派遣を行わないことを求める要望書」を内閣総理大臣・内閣官房長官・防衛庁長官・外務大臣の4閣僚に提出、また翌年

（04年）4月にはサマワ駐屯地からクウェートへの部隊移動（転進）を同じく首相以下に進言するなど、専守防衛の立場から平和憲法を守れと訴え続けておられます。さらに04年12月には新しい防衛計画の大綱作成の基本となる「安全保障と防衛力に関する懇談会の報告書」に対する反対意見表明と併せ自衛隊のイラク派遣期間を延長せず撤退を求める意見書を全閣僚、全国会議員に送付されました。

講師略歴

- 1960年 4月、 東京大学法学部卒業と同時に防衛庁に入庁、
- 1978年 12月、 英国王立国防大学への留学、
- 1985年 8月、 長官官房防衛審議官、
- 1990年 7月、 防衛研究所長、
- 1990年 11月、 教育訓練局長
- 1992年 6月、 防衛庁退職。
- 1995年 4月、 加茂市長に初当選、以後99年、03年、07年と当選を重ね、現在4期目。

目 次

「憲法九条を語る」	1
1. はじめに一私の立場・私の理念.....	1
イ) 防衛力を持った上での平和主義	1
ロ) 戦時平和都市宣言で市民を守る	1
ハ) 歴史の鉄則一兵を動かすことを好む者は必ず滅びる	3
2. 民主主義・平和主義にとって最大の試練のとき	4
イ) 教育基本法「改正」の意味するもの	4
ロ) 戦前の歴史から学ぶこと	5
ハ) イラク特措法は明白な憲法違反・自衛隊法違反	6
3. 平和国家日本の立場は極めて強固	8
イ) 国際社会が認める平和国家・日本.....	8
ロ) 平和国家として国連常任理事国入りを.....	9
4. ひたすら海外派兵に道を開きたがる小泉・安倍内閣.....	10
イ) イラク派兵は日本の安全保障にとっては有害無益.....	10
ロ) 海外派兵恒常化が狙い—防衛二法の「改正」	11
5. 平和憲法を変えてはならない—この結論に至った過程.....	12
イ) 再軍備論者だった私が防衛庁に入って学んだ事	12
ロ) 平和憲法が日本を守る—湾岸戦争当時を得た結論.....	13
6. 改憲は必ず徴兵制につながる	15
7. 自民党「新憲法草案」—九条改憲と「戦争できる国家体制」	17
イ) 国会に対する総理大臣の影響力・支配力強化.....	17
ロ) 九条改憲—海外派兵をフリーパスに	17
ハ) 国民に「国防の義務」を課す、前文の「改正」	18
ニ) 軍事裁判所—「軍事法廷」の復活が	19
ホ) 「公益及び公の秩序」が基本的人権に優先する社会が	19
質問に答えて.....	21
(北朝鮮に独力で立ち向かうとは?)	21
(自衛隊基地のある町で平和運動を進めるには?)	23
(外国の軍人・軍隊は憲法九条をどのように考えているのか)	24
(自衛隊・防衛庁内での憲法教育はどんなされているか)	24
(圧力・いやがらせに対する対抗策は?)	25
(「現行憲法を世界遺産に」の運動をどう見るか)	26
(戦時平和都市宣言構想の具体化は?)	26
附属資料	
自民党新憲法草案（現行憲法対照）抜粋.....	①～④

「憲法九条を語る」

講演者：小池 清彦 氏

日時：2006年12月9日（土）14:00～16:30

場所：港区立男女平等参画センター・ホール

以下の講演録は、当日収録した録音テープとビデオテープを基に事務局の責任で文章化、校正、編集したものです。中見出しは事務局が付けました。

1. はじめに—私の立場・私の理念

イ) 防衛力を持った上での平和主義

只今ご紹介に預かりました小池でございます。こんなに大勢の皆様方がお越しになられて、大変光栄でございます。厚く御礼申し上げます。

最初に、私の立場を申し上げておきたいと思えます。

私は平和主義者であります。平和主義にも絶対平和主義もあり、私の方は、防衛力を持った上での平和主義と言うことであります。そういう立場でございます。祖国防衛のための防衛力はしっかりとしたものを持つべきである、しかしながら海外には絶対に派兵してはならない。平和憲法を断固堅持して世界の方々からそういう立場を認めて頂いているわけでございますので、そういう立場で世界の尊敬と信頼を得ていくべきであります。

一方、絶対平和主義というものがありません。絶対平和主義は最高の哲理だと思います。

絶対平和主義というのは、常に念頭においておく必要があると思えます。

国の政策を考える場合に、絶対平和主義が最高の哲理なんだ、最高の理想なんだということをお頭に置いて国の政策を考える場合とそうでない場合とでは、やることが180度違って来るわけでありまして。

絶対平和主義というものが最高の理想・哲理であることを念頭に置いたら、憲法を改正したいとか、イラクに自衛隊を派兵したいとかそういう考えは出てこないわけです。

ところがそれが出て来るというのは、180度違う政策になっていく訳でございます。

ロ) 戦時平和都市宣言で市民を守る

最近はですね、市・町・村政までそんな風になってきたんですね。今頃、なんであんな法律を作る必要があったのかということなんですけれども、急に有事法制というのを作りまして、そして国民保護法というものを作った。その国民保護法に従えば、今年度中に、各市町村は条例を作ってですね、市民をどうやって戦争になったら保護するかを決めなければならぬ。ただ、その条例は法律によって規制されておまして、何をやるかと言うと、自衛隊から人を派遣してもらおうのですよ、町に自衛隊から人を派遣してもらってその

指導のもとに、市民を外敵から守る手立てを講ずることになっている。

これは一番危険なのですね。どうしてああいう法律を作ってしまったのか、非常に具合が悪いので、それは沖縄戦と同じ事をやれということなんですね。沖縄戦で日本軍の司令官がやるべきであったことは、非戦闘員である沖縄の県民と日本軍とを切り離す事であった訳なんです。それを切り離さずに、日本軍と一緒に闘うようなことをしたから、ああいう悲劇が起こったのであります。

今度も同じ中味になっているんですよ。そして、最後の理想は警防団のようなものを作ることになっている。警防団は消防団のようなものではない。消防団、これはボランティア組織。我と思わん者が消防団に身を投じて、そして火事があったら飛び出していく、或いは水害があったらそこに行く組織です。警防団というのは、昔の戦時中の警防団と同じで、強制的に組織される、隣組組織が組織される。それが上からの命令の下で一糸乱れず皆が、加茂市民皆が動くのです。消防団とは全然違うものであります。

そこで、私が市議会で申し上げていますのは、こう言う沖縄戦と同じ方向を志向するそんな条例を作ることは出来ない。誠にあの法律は間違っている。

その前に私は調べさせたのです。この法律に市長が従わないと、警察が来て、私を逮捕するかねと。そうしますと、逮捕しない、これは罰則がついていないのですよ。そうなのかと、それで議会で言いましたのは、そんなことで加茂市民は守れないと。敵が攻めて来るまでは、私は一生懸命祖国防衛力を整備するために協力をします、だから自衛隊の方々も加茂市にお出でになることもある。しかしながら、ひとたび戦争になって敵が上陸してきたら、加茂市としては戦時平和都市宣言をやりたい。

何故、戦時とつけたかというのと、「戦時」とつけないと平時も自衛隊と交際してはいけない事になりますから、それは私の本意ではありませんので。やはり私たちの「雪椿まつり」には自衛隊からジープも出してもらってミス雪椿もそこに乗せてパレードもしなければならぬ。ところが、あの「ミス雪椿」の前の車に、椿が縁で姉妹都市の伊豆大島の町長さんと私がオープンカーに乗ることになっているのですが、市民は誰も私の方を見してくれず、もっぱらミス雪椿ばかり見ているんですね…。まあこの話は、別の話として…。

普段から、このようなことをしてはいけないと言う事では困るので、戦時平和都市宣言を発すると。そうなったら、自衛隊も加茂市に入って来てくれるな、外国軍隊も入ってくるな。入って来てくれるな、と言っても外国軍隊は勝手に入って来るではないか。それは、いざと言う時には入って来るかも知れないが、そこが戦争なのだから。兎に角入ってくれないように、赤十字の旗を10万本用意する。なかなかの金目ですよ、これは。自分で言うから、これは相当金が掛かるなど、思いましたが。

加茂市は3万2千人の町で、1万戸あるのです。各世帯に4本ずつ配る。配られた家は、家の前と後ろと斜めなどに皆旗を立てる、これでも4万本ですが。加茂市役所には特大の赤十字の旗を立てる。加茂市中に赤十字の旗を立てる。「ジュネーブ条約」では文民は攻撃

の対象としてはならない、となっている。ところが自衛隊員と一緒にいると、戦闘員と一緒にいると文民といえども攻撃の対象となる。従って、自衛隊には申し訳ないが、赤十字の旗を立てる、こういうことを提案いたしまして、町の方々に言って歩いています。

この間、傷痍軍人の会に出ました。傷痍軍人の方々は、勇者であります戦争の悲惨さを最もよく知っている人々であります。

だから憲法九条の意義はひと一倍良く分かっているわけです。

そこに行ったら、新潟県の軍人恩給連盟の会長さんが来ており、この方は戦時中將校で、ソ連に抑留された。抑留されたら、捕虜の待遇が非常に悪かったので、あるときソ連軍の本部から来た視察官に対して言うたそうです。「ジュネーブ条約」、当時の軍人は「ハーグ条約」と言いましたが、大体同じ事が書いてあるのですが。今「ジュネーブ条約」の方が主となっていて「国際人道法」と言われていますが、言うなれば「戦時国際法」なんです。それで、「お前さんはハーグ条約を読んだことがあるのか」と聞いたという。捕虜はこういう風に待遇しなければいけない、捕虜にはちゃんと給料も与えなくてはならない、と書いてあるではないかと。それをやっていないじゃないかと言った所、そしたら、そのソ連の將校は「いや悪かった、自分はハーグ条約を読んだことはなかった、言う事は判った」、と言って帰ったという。そして帰ったあと、少し待遇が良くなったという。いや、条約というものは有り難いものだ、条約は非常にいい。市長さん、今貴方が言った事、ジュネーブ条約で町を守ることは大変宜しいと。

私はいよいよ自信を持って町中に言いふらしているわけです。これは、全くの余談でございます。

ハ) 歴史の鉄則—兵を動かすことを好む者は必ず滅びる

絶対平和主義ですが、大体東洋の兵法は絶対平和主義なんですね、最後の到達点は。日本の歴史上、最高の剣聖と言われる上泉信綱の新陰流で、最後に到達したものは、無刀であります。刀を捨てた形です。

私も昔から縁があって、下手くそな柳生新陰流をやっておりますが、最後に免許皆伝をもらうちょっと前になると、先生から無刀のやり方というのを習います。要するに、刀を捨てた形、これを理想と致します。

兵法の極意は、和であります。宮本武蔵も五輪の書の中できつく戒めています。「生兵法は、大傷のもと」と言って戒めています。「大怪我」ではなく「大傷のもと」と言っています。宮本武蔵だから決闘ばかりやっていたのかと言いますと、決してそうではありません。佐々木小次郎との最後の勝負を期にして、一切の争いを止めたわけです。

剣は磨くべし、されど用いるべからず。これが日本の兵法の鉄則であり、東洋の兵法の鉄則であります。兵を動かすことを好む者は、必ず滅びる、これが歴史の鉄則であります。

指揮官の最も大事なことは、部下を殺さないこと。部下を殺さない指揮官が最高の指揮

官であります。冒頭から少し、荒っぽい話で恐縮ですが、防衛庁の人間なものですから。

大東亜戦争の時に、撃墜王といわれた坂井三郎という人は、64機撃墜をした人ですが、部下を、一緒に行った僚機を一機たりとも失った事がなかったのです。

名指揮官と言うものは、部下を絶対に殺さない指揮官です。部下を慈しむということが指揮官としての資質の第一の要件であります。

自衛隊の最高指揮官はこの前まで、小泉さんでした。その指揮官である小泉さんの心掛けるべきことは、部下を慈しむということであつたはずですが。然るに、彼は180度反対のことをやった。あの時、戦争が起きなかったから良かったが、もし、戦争になったら、自衛隊員は彼について行ったか、はなはだ疑問だと思います。

敵が攻めて来た。「自衛隊諸君、守れ」、「そうですか貴方守りなさい、我々は適当にやりますよ」、「諸君には愛国心が無いのか、どうなんだ」、「ああそうですか、あなたがた私どもを愛しましたか」、こんな風なものでございますよ。兎に角、あの人は、指揮官たる資質を完全に欠いていると私は思います。自分の立場を説明するのに、ちと時間を掛けすぎました。恐縮でございます。

2. 民主主義・平和主義にとって最大の試練のとき

現在は、日本の歴史におきまして、大変な、戦後最大の危機の時代でございます。これは皆さん方よくご存知のことです。

日本が平和で民主的で繁栄する国であり続けるのは、その先兵としてやられたのは、お世辞を申し上げるわけではありませんが、なんと云ってもやはり商社の方々であります。

この素晴らしい日本をそのままであり続けさせるのか、それとも全体主義・ファシズム・軍国主義の国となって没落していくのか、まさにその分かれ目に来ているわけです。

まず、その手始めとして出て来たのは、イラク派兵であります。その次に出てきたのは教育基本法の改正だと私は思います。

イ) 教育基本法「改正」の意味するもの

大体教育基本法なんて法律は、世の中の人、誰もよんだことは無いわけですよ。皆様もよっぽどの勉強家でないと読んでいないでしょう。私も読んでいなかったものですから、ついこのあいだ改正文と一緒にしげしげと読んで見ました。素晴らしい法律です。この教育基本法の本旨とするところは、まさに戦後民主主義を根本においた法律でございます。

要するに端的に言えば、教育基本法と言うものは、自由主義者・民主主義者をつくる教育をやるということが書いてある。

先生は、政府の命令・統制を受けないようになっているわけです。

教師は、国民全体に対して責任を負うと書いてある。

この一番大事な、教師は国民全体に対して責任を負うと言う文句を、今度の改正案は完全に落としている。マスコミもそのことをあまり言わない。政府の戦略なのですかね、専

ら、愛国心のことについて話を持って行って、一番大事なことを言わない。

勿論、愛国心なんてものは、強制して出来るものではない。

兎に角、民主主義者・自由主義者を作る事を止めるということなんです。そして非常に統制を加えるようにできている。個人の尊厳なんてものも精一杯制限を加える、基本的人権にも制限を加えるようなやり方になっている。今、これが通りそうになっている。非常に大きな危機であります。そう言うふうに思います。

ロ) 戦前の歴史から学ぶこと

考えて見ますと、現在というものは、戦前におきまして日本が戦争へ戦争への道へと歩んでいったその状況に非常によく似ているわけであります。

このことは、皆様方もよくよく感じていると思います。当時、日本が戦争へ戦争へと進んでいた時に、なんとか国民としてはこの時代をですね、救ってくれる人はいないのか。そうしますと、近衛さんがいたと言うことで、国民は近衛さん頼む、何とか我々をまた日本を救ってくれと。

こうした輿望を担って近衛さんが登場したわけです。ところが登場した近衛さんは何をやったかと言うと、日中戦争を拡大し、日独伊三国同盟を結び、そして大東亜戦争の開戦を決定した訳であります。

決定しながら宣戦布告をせず、お公家様だから無責任に辞めてしまった。無責任だと思うんですがね。その後東条さんが出てきたが、東条さんは軍人ですから逃げるわけには行きません。東条さんが宣戦を布告したわけであります。国民が一番期待して頼む頼むと言った人が、国民を結果として大変な方向に持って行ってしまった。小泉さんも全く同じことです。

もう商社の方々なら、近代経済学の法則、ケインズの経済学はよく心得ておられると思いますが、不景気の時には拡大財政政策をとらなければならない。

我々の家計と同じような「入るを図りて、出（いずる）を制す」というようなことを国の経済政策の中に、古典経済学を持ち込んで駄目で、その結果世界大恐慌が起こったはご存知の通りです。そこで、アメリカにおいては、小泉さんと同じ政策を採ったフーバー大統領では駄目だと、ルーズベルトを選んだわけです。

ルーズベルトは、不景気の時に「入るを図りて、出を制す」ではない、緊縮政策ではないと、拡大財政政策・ニューディール政策をとって不況から脱却したわけです。

小泉さんは、既に歴史的にそれは適当ではないと言う古典経済学にしがみついて、不景気な時に緊縮財政政策をとってしまいました。そして、200年前のアダムスミスの経済学、初期資本主義の時代の経済哲学であります。自由放任・弱肉強食の政策をとり、そして地方を切り捨てた。

国民はこれがいいと思って「小泉さん、小泉さん」と、すると今度はイラク派兵までやる。全く、近衛さんと同じです。そして日本人の貯めた貯金はどんどんアメリカに持って

いかれ、最後の牙城であった郵便貯金まで、とうとう郵政民営化と言い出して、国民はなんだかよくわからずに「やれやれ」と。やれやれと言う事は、自分達の汗水流して貯めた貯金をみんなアメリカに持って行ってしまおう。そう言うことも知らずに、やれやれと言ってしまった。アメリカは今何を言っているか、「もう日本人の金は使いまくった、2015年になると我々が使える日本人の金は底をつく、日本はそれで終わり。今度は中国とインドの金を使おう」と言ってるやに聞いています。こんな経済政策を採っている。

安倍さんはどうか。安倍さんは本当にわかっているのかどうか。

小泉さんの「改革なくして成長なし」は、全く経済学の法則に180度反する政策です。「改革」というのは要するに、緊縮財政政策と地方切捨て政策を言うのですから、経済が拡大するはずが無い。それを180度変えたんですね、安倍さんは。

「成長なくして、改革なし」と変えたんですね。要するに成長路線をとるということです。しかし、今見ているところでは、まだあんまりとっているわけではない。本当に安倍さんがこの政策を実行するなら、日本は繁栄に向かうと思います。しかし、経済的な繁栄に向かうまでは良いが、その先にもっと恐ろしいものがある。即ち、教育基本法の改正であり、憲法の改正であります。

ハ) イラク特措法は明白な憲法違反・自衛隊法違反

次にイラク戦争の関連の話をしたしたいと思います。

先ほどご紹介がありましたように、私は猛烈にイラク戦争に反対しました。イラク特措法というものが上程されました。

これは明らかに憲法違反の法律であります。明らかに海外派兵であります。

もう昔から、ずっと今日只今まで、政府の海外派兵についての解釈というものは全く変わっていないのであります。即ち、武力行使の目的を持って、武装した部隊を海外に派遣する、これを海外派兵という。今でもこの解釈は変わらないのです。

それを小泉さんは、イラクに派兵したものは武力を行使しないのだから、武装した部隊を派遣しても、これは海外派兵にならないという。しかし、鉄砲は持っていくという。

鉄砲や大砲を持って行かなきゃ良いじゃないですか。何のために持っていくのか、正当防衛のために持っていくという。昔から、戦争した国が何故戦争をしたかを弁明するとき、一つ残らず、これは正当防衛、自衛のためだと言う。

今度も正当防衛のために持って行くと言う。正当防衛とはなにか、撃たれたら撃ち返す、さらには撃たれそうになったら、こちらから撃つ。それが正当防衛であります。

これは武力行使ではないですか。やはり、武力行使を前提として武装した部隊を海外に派遣する、これは憲法違反です。私は、強くそういい続けていますし、私の意見に賛同される方は沢山いるわけです。

イラクに対して自衛隊を派遣することは、憲法違反である。同時に、自衛隊員は入ると

きですね、募集要項を見ますとそこに、皆さんは将来イラクに行って危険を冒しますよ、とは何も書いていない。諸君、自衛隊に入って若き血を燃やして身体も鍛えよう、そして手に職をつけようなどと書いている。それで皆入ってきている。勿論、国が攻撃を受ければ、事に臨んでは危険を顧みずで、それはやります。しかし、イラクまで行って、ことに臨んでは危険を顧みずやるとは、何も約束していない、それは契約違反です。自衛隊法には何と書いてあるか、自衛隊の目的は、わが国の平和と独立を守ることである、と書いてある。我が国の平和と独立を守るために入ったのに、なんぞやイラクへ行くと。それは契約違反である。同時に人権侵害である、と私はこう言っている訳です。

いま、陸上自衛隊は、幸い撤退致しましたが、航空自衛隊はまだ残っている。航空自衛隊は、陸上自衛隊よりももっともっと突っ込んだことをやっている。

即ち、軍の後方支援と言うものを全部やっている訳であります。唯、見えないところを飛んでいるから、何をやっているか良くわからないだけの話です。C-130と言うプロペラ機の大型機ですが、それでもって、場合によってはバグダットまで行く。そうすると下からミサイルで非常に狙い易いので、非常に危険な作業をいまだにやっているのです。

そもそもイラク戦争とはなんだ、と言う事ですが、皆様の方が専門家でいらっしゃるんですが、イラク戦争というものは、マホメッドがアラビアに現れて以来、千数百年にわたってキリスト教徒とイスラム教徒との間に熾烈なる闘いが行われてきたわけでありまして。

いや十字軍だ、いや何だと熾烈な戦いが行われてきた。20世紀になりますと、そこへユダヤ教徒が参入してきます。そして、イスラエルという国が出来ます。

あれも客観的に見れば、ひどい話で、ここはもともとパレスチナ人が住んでいた。

そこへやって来て、この土地には何千年か前に自分達の先祖が住んでいたのである、だから我々はそこに住む権利がある。

お前さんたちはあっちへ行けと、どかせて、そこへイスラエルを建国した。

譬えて言えば、私どもの新潟県の私の家に誰かがやって来て、お前さんの所には何千年か前に誰々が住んでいたから出ていけ、なんて、幸いそんな人はいないが～、そういうことで追い出されたから、そこでパレスチナ紛争が現在まで熾烈なまでに続いている。

イラク戦争というものは、まさにこのキリスト教徒とイスラム教徒の間の闘いの延長線上にあるものであり、パレスチナ紛争の延長線上にあるものです。日本とは全く無関係な話なんです。それでいつも私は言うんですが、昔、木枯し紋次郎というテレビ番組がありました。そこで彼は最後にと言うか、長い楊枝をぷいと吹いた後か前かに、「あっしには関わりのねえこととござんす」と言いながら係わって行くわけですが、全くイラク戦争は日本にとっては、あっしらには関わりのねえ話なのです。

それを小泉さんが、何を間違ったのか、「テロは許さない」さらに、何か言いましたね、「日本国民の何かを試されている」などとまるでヒトラーみたいな事を言って派遣した。石破防衛庁長官は、何を言ったかという、「今、イラクに派遣しないと石油がもらえま

せんよ」と。何時、イラクが日本への石油を止めましたか。イラク人は、皆さん知っているように、もっとも親日的な国民です。あの辺の人たちは親日一辺倒なんです。

ひとつには、これは日露戦争以来のことがあると思います。日露戦争で日本がロシアに勝ったときに、彼らは植民地下にあったのですが、とても喜んだのです。トルコあたりは東郷とか乃木とかそういう名前を子供に付けるのが流行っていますね。こう言う地域ですから、大の親日国なのです。

この親日国に自衛隊を派遣する、しかもイスラム教徒の皆さん方はそれに非常に批判的です。批判的なのに、どうして派遣しないと石油が貰えなくなるのですか。長官たるもの、そんな無責任なことを言うべきではない、と思うわけであります。

3. 平和国家日本の立場は極めて強固

イ) 国際社会が認める平和国家・日本

日本は平和国家としての強固な立場がある。

私は、皆さんほどではないが、少し外国に行っていたことがあります。外国へ行って、旅したり腹を割って話しをしたりしますと、これは私の説ですが、世界の人たちの日本人を見る目と言いますか、感じというものは四つの言葉に集約されるように思います。それは、サムライ、神風、ヒロシマ、ナガサキです。

サムライとは超人、普通の人間のレベルをはるかに超えた極めて立派な人という意味です。悪いヤツではないのです。私が向こうに行っている時に、日本のサムライはかくのごとく偉大である、と私に話してくれるのです。私も良く知らない話をする訳です。いまでも向こうの人たちは、七人の侍など、皆さん見てますし、サムライの恰好をしたくてしょうがないみたいですな。

私がイギリスの国防大学に行ってた時に、友人が「お前将軍と言う本を読んだか」と。「いや読んでいない、どんな内容なのか」と聞くと、「いや、内容はよく説明できないが、将軍と言うんだ」と。

将軍と言うから、私は徳川将軍のことかと思ったが、日本に帰ってから映画などを見ますと、そうではなくて、例の徳川家康の政治顧問であるウィリアムアダムスをモデルにした小説なのです。アダムスはサムライになりまして、旗本になったわけですから、サムライの一方の大將になったのですね。

外人がサムライの恰好をしておかしいかと言うとそうでもないですね。私は、鎌倉のはずれに住んでまして、鶴岡八幡宮でよく流鏝馬があるんですね。武田流ですか。

そこに、何と言う名前だったか、アメリカの海軍か海兵隊の少佐が、流鏝馬をやるんです。その方が太田道灌か源義家のような恰好をして、しずしずと馬に乗って来るのですが、それが決まっているのですよ、日本人よりも決まっているのです。こんな話ばかりで…。

兎に角、サムライの恰好をしたくて仕様がな。ですから、ラストサムライなどという外国でもヒットする。サムライというのは、それほど偉大な存在です。

神風というのは、今の自爆テロとかとは全然違います。現代のサムライです。

神風特別攻撃隊というのは、世界中の人から大変な尊敬を受けているわけです。

本当に悲惨なことで、本当にお気の毒な事であったわけで、ああいうことは絶対にするべきことではなかった、と私は確信して申し上げますが、しかし結果論としてはそう言うことであった。現代のサムライです。

即ち、日本人と言うものは、極めて優秀な民族である、智、仁、勇において全ての面において、徳という面においても優れた民族である。そして、ヒロシマ、ナガサキ。その優秀な民族が、原爆の洗礼を浴びて、今や平和国家である。平和愛好国民である。この上ないじゃないですか、極めて優れた人達で、かつ平和愛好国民で、非常に友誼に富んでいるということですから。じゃ車を買うなら日本の車を、何か買うなら日本のものを、と言う事で日本はあつと言う間に世界第二の経済大国になったのでないか。勿論、その間において商社の皆様がその役割を果たされた訳ですけど。そう言うことだと思います。

即ち、平和国家としての日本の立場、原爆を二発も浴びた唯一の被爆国であり平和国家である日本の立場は、世界中がこれを認めている強固な立場なんです。この立場を、日本国の政治家がこれを自らせせら笑って、今までは平和ボケをしていたのだ、これから普通の国になるべきだ、平和国家など止めるべきだ、などと言う事はおろかも甚だしい。どうして、こういうおろかな人間が日本にあらわれたのか、私は不思議に思うわけです。

ロ) 平和国家として国連常任理事国入りを

さらには、どうも今度のイラク派兵は、国連の常任理事国なるために、派遣したように何となくそう感じ取られます。何と言う下手くそな外交をやったのか、見えすいた子供だましのような外交をやっては駄目ですよ。その結果、どうなりましたか。

イラクにはちゃんと自衛隊を派兵したけれど、国連では安保理の常任理事国にしてもらえなかったじゃないですか。アメリカとしては、日本が派兵してくれた訳ですから、反対することはできない。だから日本の常任理事国には反対せずに、ドイツは駄目だと反対した。ドイツが駄目なら、日本だけがなる訳には行かない。日本はいいがドイツは駄目だーやはりアメリカは外交に長けてますね。中国と内々にじっくり相談したと思うんです。中国は、日本は駄目だ、日本が常任理事国になるなんてとんでもない、韓国も駄目だ、そう言うことです。中国とアメリカは密かに、アメリカはドイツに反対する、中国は日本に反対する。結果どうなったか、全然駄目じゃないですか。こんなの何時まで経ってもだめです。そんなことがわからんのかと。

それよりは、常任理事国なんかになっても、いい事はひとつもないんですよ。世界中に戦争が起きたときに、飛び出して行って、それを治めるという役ですから、こんなものは喧嘩の仲裁みたいな事は、極力やらない方がいいですよ。大前田英五郎か、清水の次郎長みたいなことを、やってカッコつけることはないんです。それをなりたいと言う。

常任理事国にしてやるというなら、なっても良いと思いますよ。しかし、なるときに条件をつけるべきだと。なるが、平和国家として常任理事国になる、従って海外派兵はしないと。それで良かったなら、なると言えばよい。

平和国家としての日本が常任理事国になるという事は、それ自体大変に意義のあることです。重みが違うじゃないですか。戦争ばかりしている国が常任理事国になると、断固たる平和国家が戦争は絶対にしないと言う国になるのでは、重みが違う。むしろ、常任理事国になりたければ、そういう線でやれば良いと思う。そういう線でやらないから、中国も反対、韓国も反対、アジアの国々もどうも具合が悪いね、なんてことになる。そこらあたりの外交戦略が、根本的に間違っているのではないかと思います。

4. ひたすら海外派兵に道を開きたがる小泉・安倍内閣

イ) イラク派兵は日本の安全保障にとっては有害無益

私がイラク派兵反対を唱えたときに、圧倒的に激励の手紙やメールが来ました。防衛庁のかつての上司或いは同僚の人たちも、自衛官も含めて、大変お前さんの言ってることは宜しい、頑張れという激励の手紙を沢山貰いました。

中に、ごく一部ですがお前はとんでもない事を言う、まさに国賊であるかのごとき抗議文がほんの一部きました。来ましたが、何故か言うてる事は全部一緒なんです。

唯一つ。それは、お前は北朝鮮のことが気にならんのか。北朝鮮に対して、アメリカの協力無くして、またアメリカに守ってもらわなくて、北朝鮮に対して日本は立ち向かえないではないか、だから自衛隊を出す、これがお前にはわからんのかと。

このひとつです。

この抗議文の連中の言葉の調子というものは、実に程度のおちる文章で、全く、国賊、最低の人間というような言い方で、それを聞いて私は、言葉の割には、随分度胸のないことを言うではないかと。情けないじゃないですか。

自衛隊を人質としてイラクに出して、そしてアメリカの助けを借りてですね北朝鮮に立ち向かうんですね。北朝鮮からみたらどうですか。日本人は、独りでは我々に立ち向かえないんだ、あんなものは適当にあしらって置けばいいんだ。現にそうじゃないですか。6ヶ国協議だとかなんだといっても、日本の考えと全然違う所で、アメリカと中国の間で相談しながら、そして適当にやっている。アメリカは核を放棄させる事を中心に、それだけをやっている。日本は拉致問題を何んとかと。アメリカとしても拉致問題を何とか解決しなければいけません、しかし、アメリカとして本当に一生懸命に出しているのかどうか疑問の面がある。要するに私は、北朝鮮に対しては独力で立ち向かえる位の力を持たずして、絶対に解決はしないと。そんなアメリカの助けをかりて立ち向かうようでは、全然問題にならない。やはり、北朝鮮くらいには独力で対応できるくらいの勇気をもつべきであると、私は思うわけです。

ロ) 海外派兵恒常化が狙い—防衛二法の「改正」

今度ですね、防衛庁設置法を改正して、防衛庁を省にすると言う法案が通ろうとしているわけです。私も防衛庁にいた人間ですから、庁が省になるのは、そうしてくれるなら、それはそれでいいではないかと思いますが、今度の防衛庁設置法・自衛隊法、防衛2法の改正というのには、何んで省に昇格させるのかという、その条件がついているのです。

何故、庁を省にするか、それは“海外派兵を恒常化する”と言う一句が新たに入る—とこういう訳なんです。

海外派兵をその都度、イラク特措法だの、何だのといちいち国会審議にかけ法律を作るのはやめる。海外派兵が自衛隊の本来の任務に今はなっていない、法律を作る度にその任務になる。今度は、自衛隊の本来の任務である我が国の平和と独立を守る—そのほかに治安出動などもあります—それと一緒に海外に派兵するという事を自衛隊の本来任務にする、それが今度の防衛省にする法案の骨子なのです。

だから、自衛隊員にとっては大変ありがた迷惑な話であります。お前さんのところは、今度は防衛庁ではないよ、省だよ。その代わりお前達は、常に海外に行って命を的にしなければならんだよ、と。こういうことなんです。今頃、自衛隊の将官連中の中には、嬉しい人がいるかも知れないが、普通の隊員はそんなことを聞いてうれしくもないと思うんです。要するに、そう言う中味になっているわけです。

何はともあれイラクの陸上自衛隊が撤退することになりました。その最後の撤退の隊長さんがですね、私どもの新潟県の新発田の連隊長なんです。大体、大東亜戦争中から新潟県の連隊が、激戦地とかガダルカナルだとか非常に厳しいところに投入されてきたんです。今度も撤退と言うのが一番難しいところです。それが新発田の連隊長がなったと言う事で、市役所の中でも、ああ昔も今も同じじゃないか、一番難しい所は、新潟県とか新発田がやらされるんじゃないかと言ってますけど。

まあ新発田とか高田の連隊が行って、帰ってきて、帰還の祝賀会がありまして、ご案内を頂きましたので私も出かけて参りました。行ってきた人は皆迷彩服を着ておりまして、そして奥さんも子供さんたちもおられます。私は、それぞれの方々に、ビールを差し上げまして、流石に私も涙が出てきましたけれども、ご苦労さまでございましたと、一人一人に注いで回りました。そうしますと、ご主人の方は、「有難うございました」と。ここまです。ところが隣におられる奥さんの方はざっくばらんですから、「市長さん、イラク派遣に反対して頂いて有難うございました」と言うんですよね。これがですね、自衛隊員の家族の素直な気持ちでございますよ。「行ってきます」などとテレビに映った所は、それはそれですけど、昔の出征と同じ事でございますよ。ところが又、行って来た人たちが連れてくる子供さんが皆小さいんですよね。あれでですね、喜び勇んでいけるはずがないですよ。

それはさておきまして、幹部の人は、私は防衛庁の関係者ですから、ざっくばらんなの

ですね、「いや一夜逃げみたいにして帰って来ました」と。私は言うたんです、「いやーそれで良いんだ、それこそ兵法の鉄則だ、其の疾きこと、風の如く引き上げてこなければ駄目なんだ」。何か新聞情報によると、一緒にやっていたサマワの人たちには、「明日撤退する」と言っていたみたいです。明日になってみると、サマワの人たちが見に行ったら、もぬけの殻で一人いなかったというんです。

これはですね、今の自衛隊は素晴らしいと思うんです、本当の話。織田信長をご覧下さい、進むときは勇ましく進みますよ、危ないと思ったらあの逃げ足の速いこと、越前からか、自分ひとりでは一と逃げてきたじゃないですか。戦国時代の武将とは、ああいうことです。その点、明治以降の軍人はその辺がだいぶ劣っているのですね、進むことだけは一生懸命進んで、退く事になると引っ込みがつかないなんて。それでは駄目なんで、やはり進むべき時は進み、逃げるべきときは風のごとく逃げる事。翌日に撤退すると触れだしておいて、その前の晩に逃げるなんてことは最高の戦略ではないか、非常に立派だと思う。今の自衛隊は、昔の軍隊よりも強いんじゃないかと。まあこの話はこれぐらいにして、兎に角そういうことであります。

アメリカは、あまり日本に対して、加勢せいなんて言うべきでない。平和憲法が何故出来たか。それは原爆を二発も浴びて、あれだけ大変な犠牲者がでて、日本人としてはもう海外で事を構えるのは止めようということで、またアメリカもアドバイスしたんじゃないですか。そして平和憲法が出来た。

今になって、それにケチをつけたり、イラクに派兵しろとか、いやーその茶会じゃないとか、ボーイスカウトじゃないとか国防長官が言うとかはおかしいんです。

5、平和憲法を変えてはならない—この結論に至った過程

イ) 再軍備論者だった私が防衛庁に入って学んだ事

先ほど、戦前のお話をしましたが、戦争が終わったときに私は小学校の3年生でした。当時の加茂市は爆撃を受けなかった。少し離れた長岡がひどい爆撃を受けました。

新潟は原爆を落とすためにとっておいたと言われています。当時の知事さんは偉かったですね。いま、初めて知ったんですが、新潟市中の人たちを原爆が落ちるから待避しようと皆退去させた。岡田茉莉子さんなんかも牛車の後ろに乗つけられて待避したという。我々加茂市は、そう言うことはなかった。加茂市あたりを爆撃したってかえって爆弾を損するということじゃなかったのかな。

加茂市は攻撃もなかったものですから、戦争が終わったときに、われわれ加茂市は、今回は負けたがもう一遍やるんだ、という感じでした。

先生も、「諸君、しっかり勉強しないと駄目だよ、第二回戦は諸君がやるんだから」なんて調子でした。だが、私の最愛の叔父も戦死しました。私はこの悲惨な戦争を日本がやったから叔父は戦死したんだと、今はそう身にしみて思っているし、叔父が可哀想で仕方が

ありませんが、その当時は、叔父はアメリカにやられたんだ、叔父の敵を討たなきゃならない、とこういう感じでありました。

アメリカの占領政策は、占領政策として非常に成功したと私は思います。

相当人を選んで進駐させたと言う。進駐軍としては悪くなかったと思います。

そう言うなかであっても、しかし日本は占領されている。私はそれが大変残念でした。小学生・中学生の頃ですが、やはり、憲法で軍備を持たなくした事はよろしくない、ぜひ日本は再軍備して、今日本は四等国である、また一等国にならなきゃいけない、私は当時そのように考えていました。

そのうちに警察予備隊が出来まして、私も防衛庁という所に入りました。

傑作だったのは、習志野の空挺団が降下する「降下初め」に行きまして、そこへアメリカの陸軍司令官がやって来まして、そこで皆が腕を組んで、「空の神兵」という高木東六先生の名曲がありますが、それを皆で合唱しました。私と腕をくんでいるのがアメリカの陸軍司令官の副官で「空の神兵」を歌っている。

私は、他の自衛隊の人たちに、「この人たちはこの歌の意味を知ってニコニコしているのかね」と聞いたところ、「いや、いいんです。あのときバレンバンに降下したのはオランダが相手だったから、アメリカは良いんです」なんてことがありました。

それはさておき、平和憲法の話です。

防衛庁に入って、当時私は再軍備論者ですから、「自衛隊はあるが、ちゃんと憲法九条改正した方がいい」、そう言ったんですよ。

そうしたら一緒にいた先輩が、君、ちょっと周りを見渡してみろと。「君の周りに憲法改正なんて言うてる人間が、まあ今再軍備はしているが、そういう人間誰もいないぞ」と。こう言うから周りを見回してみたらですね、自衛官を含めてそんなこと言うてる人誰もいないんですよ。まあ、その内に私も経験を積んできまして、ズーッと私の防衛庁 32 年ですか在职中ですね、防衛庁の中でそんな声を聴いたことは一度もなかった。

ロ) 平和憲法が日本を守る—湾岸戦争当時に得た結論

その中で、湾岸戦争が起きたわけでありまして。湾岸戦争が起きた時に私は、「防衛研究所 所長」というものをやっておりました。当時、防衛庁の中、割合発言自由でございました、今は分かりませんが。その時に湾岸戦争が起きて、フセインがアラビア半島に攻め込んできて、「国連平和協力法」という「イラク特措法」みたいなものが上程されたんです、国会に。

それで私は、これはいかん駄目ですと、これは。これがもし通った場合に、必ず更にエスカレートして、日本は世界の警察官になる。歴史上世界の警察官になったその国の国民は、大変悲惨なことになり、その国も最後は経済的に破滅して滅んでいくじゃないか、と。嘗てのアテネがそうだったじゃないか、ローマもそうじゃないか、と。その外たくさん

世界の警察官が出てきたが、大英帝国に至るまでそうなったじゃないかと。今、アメリカが世界の警察官なんだから、そんなものはアメリカに任せておけばいいんだと。アメリカは同時に、世界のヘゲモニーを握る、経済的にもヘゲモニーを握っているわけですから、その役得は大いにあるわけですから、そんなものアメリカに任せておけばいいじゃないかと。日本は絶対に、この法律通してはならないと言うて廻ったんですよ。

で、次官、事務次官のところまで行きまして言うたら、君、まあ君の言うこともよく分かるけれども、ここまできたらなあなんていう調子だったんですが、しかし、あの法案は廃案になりました。やっぱり、国会がしっかりしてました。

廃案になって、それから3ヶ月後ぐらいでしたか、廃案になった時の防衛庁長官であられる石川要三先生が、何かで私と隣り合わせになって、何故か私におっしゃったんです。あの「国連協力法」は廃案になってよかった。もしあれが可決されていたら、あれは紛れもなく憲法違反の法律である。自分はそのことを思うと今でもぞっとする、と仰いました。やっぱり、防衛庁長官たるもの、それだけの人がですね、防衛庁長官にならなければ駄目です。

安保闘争の時だってそうです。岸総理が、もう官邸から何から、十重二十重にデモ隊に囲まれてるもんですから、赤城防衛庁長官に、自衛隊を出せと言うたら、赤城長官がこれを拒絶しましたよ。それをやったら血が流れて大変なことになる。あの時の赤城さんも立派だった。やっぱりそういう防衛庁長官でなけりゃ。ところが、小泉総理あたりになると、自分の言うこときく人を防衛庁長官にするわけで、それは望むべくもない、ということになるわけではありますが。

当時私は本当にですね、憲法九条があるからこの法案は阻止できたと。もし、憲法九条がなかったらですね、絶対にこの法案は阻止できなかったと思う。まあその時私は本当にですね、今こそ平和憲法が日本を護るんだと。自衛隊が守ってないとは言いませんが、自衛隊も守ってるけれども、今こそ平和憲法が日本を護る。

考えてみますと、平和憲法ができた時に誰も、日本国民は気がつかなかった。平和憲法は単に、この、軍備を持たんということが書いてあるだけだ、と。

ところが軍備の方は、あの「芦田修正」という修正が、この憲法草案に施されておりました。憲法と両立する軍隊が持てるようになっている、と私は解釈しています。現にあの憲法九条の、今の第1項で、とにかく侵略戦争はこれをやらんということが書いてある。第2項でその「前項の目的を達成するため、陸・海・空三軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」とこう書いてある。この「前項の目的を達成するため」という一句は、初めの草案には入っていなかった。それを、当時の憲法起草の小委員長である芦田さんが、その一句を入れた。入れたことによって芦田さんの解釈は、自衛のためには大いに軍備を持つことができるという解釈。一方においては、もう一切軍備は持てないという絶対平和主義の立場からの解釈、その解釈に広い幅があります。

その中で、現在の政府の解釈は、真ん中辺りをとっています。即ち、自衛のため必要最小限、最近は必要且つ相当というたり、最小限と言ったりしてますが、必要且つ相当の軍備は持てる。これが今の政府の解釈でありまして、あの「芦田修正」が入っていなければ、なんぼなんでもですね自衛隊を、私は持てないと思うんです。まあ、私の解釈からいけば、「芦田修正」があるから日本は、憲法と両立する自衛隊という軍隊を持つことができることになった。まあそういう風に私は思います。私が始め心配していた、軍備が一切持てないんじゃないかという心配は解決済みです。私にとっては今の憲法で、憲法と両立する軍隊を持てるわけですから、これ以上言うことはないですね。

そうすると、当時誰も気がつかなかったもう一つの憲法の意義、即ち平和憲法あるが故に日本は海外に派兵せずに済んだという、これが平和憲法の物凄い意義だということは、今になって分かりましたし、湾岸戦争の時に私は始めて実感したのでございます。

もし平和憲法がなかったら、日本は朝鮮戦争に派兵させられていた可能性があります。現に、派兵したんです、日本は。私が防衛庁に入りまして 2 年目にですね、隣に席があった、あの方は一尉か三佐の海上自衛隊の方だったのですが、いや実は、私たちも朝鮮戦争に行ったんですよ、と言うんですよ。旧帝国海軍々人の中の希望者が集められて、そして朝鮮の元山の辺りの沖へ行ってですね、掃海活動をやって戦死者まで出たんですよと。そのことは現在全く明らかになって、明らかにされているんですが、しかし「正規の海外派遣」には入っていない。朝鮮戦争には「派兵」せずに済んだ。もし平和憲法がなかったら、ベトナム戦争に派兵させられていますよ、間違いなく。韓国は、朝鮮戦争でアメリカに助けしてもらったから、ベトナムにも派兵し、今度の湾岸にも行って、あのイラクにも行ってますよ。それは朝鮮戦争で助けってもらった身なんで、我々みたいに大東亜戦争で、さんざんやっつけられて原爆まで落とされた国とは違うのですから。

それで我々に憲法九条・平和憲法あるが故にアメリカは日本に、ヴェトナムに軍を出せとは言わなかった。日本の自衛隊を出せとは言わなかった。もしなかったら、完全に派兵させられていた。湾岸戦争には間違いなく派兵させられていた。そして今度イラク戦争ということで、今度はこっちから好きこのんで派兵してしまったわけです。

6. 改憲は必ず徴兵制につながる

憲法九条が改正されたら、どういうことになるのか。そこにはもう海外派兵を、ちゃんとやるんだということが一後でご説明申し上げますが一自民党の憲法草案にもちゃんと書いてある。従って、どんどん海外派兵をすることになる。そうしますと、今の派兵とは全然違ってきます。

今は、航空自衛隊が後方支援だけやっている。しかし、後方支援というのは、軍事行動の一番大事な面でございます。昔から、戦争になるとお互い補給基地を叩くじゃないですか。補給・兵站は最も大事なところ、それを航空自衛隊がやっておりますが、あまりよく分からんように、見えないから、あんまりクローズアップされません。まあしかし、陸上

自衛隊は一切そういうことはやらなかった、後方支援もやっておりません。あの広々とした、行ったことないので、広々としたと言ったところで要するにあれですが、サマワの基地の中に、お城の如き堅固なる建物をですね、堅固な建物でございますよ、砲弾が打たれたってなんでもないんですから。普通そういうところに入らなければ、昔から砲弾が一発落ちたら、半径 50 メートル以内は即死するんですから。そういうこともない。ただ日中その外に出ていますから、これは危なかったです。いつやられるか分からない、そういうことはありますが、帰ってきてからはそこに籠もっていますから、うっかりまあ外に出て行った時に、なんか弾でも飛んできたら危ないですけども、そういうことは何もなかった。まあ、そういうところにちゃんと頑張っていた。だからアメリカのラムズフェルド国防長官が、なんだ、と。日本はボーイスカウトみたいなことをやってるじゃないかなんて言われてですね、防衛庁長官が言われたっていうんですよ、言われたら怒鳴りつけてやらなきゃいけませんよ。何言ってるんだっ！という風に、原爆を落としたのは誰だっ！とこういうて言わなきゃいかんのですよ。まあそう言わなかったらしいですが、まあこういうことで帰ってきました。

今度は、そうはいきませんよ。世界の戦場の大部分が、今やゲリラ戦場でございます。ゲリラ戦というのは、最も恐ろしい戦争でございます。嘗てあの大ナポレオンでさえ、スペインでのゲリラ戦に敗れて引き上げて、それが大たい端緒みたいになって、とうとう駄目になっちゃったじゃないですか。アメリカもベトナムで、ゲリラ戦でとうとう負けて敗退。ソ連もアフガニスタンで、ゲリラ戦に負けて敗退。イラクも今ひどい目になって、もう負けそうでございますね。あれがゲリラ戦。毎月、百人ぐらいのアメリカの兵隊が亡くなっている。

今度日本は、そういうところに行くことになる。もう自衛隊にも、物凄い死者がいっぱい出てきますよ。そうしたらもう自衛隊に入る人は、誰もいなくなりますよ。何も外国まで行って、何で我々だけそんなことしなきゃならんのだ、ということになる。しかし、自衛隊は維持しなければならぬ。そうなったら、即徴兵制ですよ、即徴兵制。徴兵制の下に、我々の子供や孫たち或いは子孫が、海外で血を流し続けることになる。これが憲法九条の改正した結果であります。

だから加茂で、成人式、5月3日にやるんですが、成人式はよく荒れると申しますが、私はこのところずーっと成人式になると言うんです。皆さん、憲法九条が改正された場合、ここにいる人たちの、並びにそのご主人は、30歳まで生きられない人が大勢出てきますよ。そう言うことでですね、荒れるどころかみんなシーンと聴いてますよ。それで、なんか派手な紋付、羽織、袴なんか着てですね、前に座っていますが、終わるとみんなと握手します。「おめでとうございます」と握手してまわると、「市長、頑張って下さい」と。(加茂の) 30歳以下の方はみんな憲法改正大反対です。賛成なんて言うのは自分が兵隊へ行かなくて済む人ばかりです。

7. 自民党「新憲法草案」—九条改憲と「戦争できる国家体制」

イ) 国会に対する総理大臣の影響力・支配力強化

新憲法草案につきまして、これはご説明しなきゃいかんと思いますね。どんなものを自民党は改正しようとしているんだと。これが、差し上げました「新憲法草案」でございます。(編注：新憲法草案のうち、小池氏が指摘された条項をまとめて、巻末の付属資料に収録しています)

ここです、象徴天皇制には手をつけておらないんですよ。昔よく憲法改正論があった時に、天皇陛下をですね元首の地位にしないとイケないんじゃないか、という論が随分ありましたが、この草案では、そういうものには一切手をつけておらないわけです。

もうひたすら九条を狙っておるのです。

そのですね、九条の前にですね、けしからんのが一つありまして、この4ページですね、4ページをご覧ください。下が、現在の憲法、上が自民党の改正草案なんですよ。上の改正草案を見ますと、第六条というの右にありまして、その第2項があるんですよ。「2項、天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う」、その第三号、「第三号、第五十四条第一項の規定に基づいて衆議院を解散すること」とこうなっております。五十四條一項というのが、何だかというんですね、五十四條一項というのは19ページでございますが「五十四條 1 項 第六十九條の場合その他の場合の衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。」と書いてある。現在は違うんです。内閣の全員の賛同がなければ、解散できない。だから、前回彼（小泉首相）がですね、なんかヘンテコな解散をやった時に、農林大臣ですか、言うこと聞かないもんだからついに更迭されて、それからやったじゃないですか。今度は、内閣総理大臣一人が、解散することができるようになっている。全くですね、独善的もいいところなんです、まあ、そういうことであります。

ロ) 九条改憲—海外派兵をフリーパスに

そこで、第九条をご覧くださいと思います。「第二章 戦争の放棄」というのが、「安全保障」というのに変わっております、九条の一項はですね変えないんですよ、これは変えない。とにかく何と言うか、オブラートに包んであるというか、一種の詐欺というかですね、この何でもないんだよと、どおってことない改正なんだと、何とかそういう風に思わせて、実は徴兵制の下で日本国民がどんどん血を流す方に持っていく、とこういうですね、非常に悪辣な考え方ですねこれ。

九条一項は変えておりません。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、これ全然変えてないんですね、要するに侵略戦争は止めると言うのは全然変えていない。

で、第二項の大事なところを変えちゃう。先ずその下の現在の九条二項を見ると、6ページですね、「前項の目的を達成するため」—これがさっきの「芦田修正」でございます—「陸

海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」、これを変えるということがあります。どう変えるか、「第九条の二」がその上にございます。「第九条の二、我国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する」と。しかし私は、現在の「芦田修正」が施されておりますから、「自衛隊」はいいじゃないかと思っておりますが、わざわざこう書く。「第2項」は、「自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」、それもまあ、今の自衛隊と同じですね。

その次の「第3項」の中で、一箇所あるんです。「自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し」と。あのお、「緊急事態における公の秩序を維持し」っていうのは何でもないんです、これは、治安維持出動ですから、「又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」、こっちも何でもない。

一つ、一つだけ問題なのは「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」、これを「法律の定めるところにより」行うことができる。「法律」なんかすぐ定めればいい、ええ、「防衛二法」ですから。要するに、これで海外派兵を自由にできるようになっているわけであります。あと「4項」は、どおってことない、「前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める」こう書いてあるだけの話。

そうしておいてですね、実は徴兵制の布石はですね、「前文」の改正でもって打っているのでございます。

ハ) 国民に「国防の義務」を課す、前文の「改正」

「前文」が1ページにございます。今の「前文」をですね、変えてしまうんですね。変えてしまって、上の方、この上が新しい草案ですが、読ませて頂きますと、「日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する」。「前文」にこう書いておきながらですよ、後でまあちょっとお時間を戴いて申し上げますが、後で個人の尊厳と基本的人権に、ちびりちびりと制約をですね、ばっちりに加えている草案なんです、ここまではともかくとしてですね、その次のページをご覧ください。「日本国民は」、その次なんです、そこなんです、「日本国民は帰属する国」、帰属する国というのは、日本国のことです。国や社会、「国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」と書いてある。後はともかくとして、帰属する国や社会をですね自ら支え守る責務を共有しとは何かと言えば「国防の義務を負う」ということでもあります。非常にそれをですね、なんかこう美しくオブラートにかけてですね、ああ大したことないなあと思われるように書いてある。し

かしこれは「国防の義務を負う」ということです。だから徴兵制は一気に行くということでもあります。

そういう風になっていて、次にです、「軍事裁判所」というものが、とんでもないところに出てくるのでございます。

二) 軍事裁判所—「軍事法廷」の復活が

「軍事裁判所」は・・・27 ページでございます。27 ページのこの上のところですが、「第六章 司法 第七十六条、(裁判所と司法権)、すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」、(続いて)、「特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない」。

特別裁判所を設置することはできないとしながら、新設の第三項で、もう書いてしまっている。次の「三項」であります。「軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する」。下級裁判所というのは、最高裁判所以外の、そのお高裁であろうが何であろうが、みんな下級裁判所なんです。「軍事裁判所の設置」がこんなところに書いてあるのであります。

「軍事裁判所」とは、昔の「軍法会議」であります。軍法会議がどんなもんであったかは、ご存知の通りであります。あれを作るということであります。そうしますと、軍事に関することは全部ここへ行くんですから、そのうちもうちょっと経つとですね、私がこんな話をしていると、お前はけしからん何々法違反である、直ちに私は捕まってですね、この軍事裁判所に連れていかれて裁判にかけられる恐れが出てくる、とまあこういうことになるわけであります。

今は、罰則がないからいいですが、お前は言うことを聞かずに「国民保護の条例」を作らんそうじゃないかと、赤十字の旗を十万本も買ったそうじゃないか、軍事裁判所にかけるなんていうことになってしまうという恐れもあるということであります。

ホ)「公益及び公の秩序」が基本的人権に優先する社会が

あとちょっと時間を戴いて、如何に基本的人権やなんかがですね制約された内容になるかということ、あと5分くらいで大急ぎで申し上げたいと思います。7ページをご覧戴きたいと思います。

7ページの「第十二条 (国民の責務)」。下の方(現憲法第十二条)には表題が附されていませんが、それを「国民の責務」なんていう名前にしてですね、「この憲法が(国民に)保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであって」、一このあと、傍線引つ張ったところが変わってるんですよ—「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益云々」と。

今ここは、「公共の福祉のためにこれを利用する」となっているのですが「自由および権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ常に」、公共の福祉なんていうのは、非常に漠

然としていい言葉だと思うんですが、今度は「公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」。なんか、いやいやながら、いやいやながら「自由及び権利」を認めてるって感じで、本当は認めたくもないんだが、まあまあ、多少認めてるような書き方になってるわけですね。

「公の秩序に反しないように」なんていうようなことになると、もうデモなんかやったらみんなパクられることになりますよ、これ。「第十三条」もですね、わざわざ「公益及び公の秩序」、個人の尊重を謳う時に何も「公益及び公の秩序」なんていうものをですね、何で書く必要があるんでございますか。そもそも「憲法」というものは、これは声を大にして申し上げたいと思うんですが、どういうもんなんだと。

安倍総理は、「国の在り様を決めたものである」と勝手に言っておる。これは大間違いであります。「憲法は、国の在り様を決めたもの」ではありません。歴史的に、これは見なければならぬ。

「憲法」と言うものは、支配者に対して人民が勝ち取った権利を、支配者がそれを書面で作って、この権利をお前さん方にやるよ、ということを約束したのが「憲法」なんです。だからイギリスには、あれ、あの「権利の章典」、もう一つ一番最初にあるヤツ、「マグナカルタ」があるじゃないですか、あれは「国の在り様を決めた」もんじゃないです。あれは国王が人民に対して、その権利を約束したもんです。あの、みんなそうです。自ら自由と民主主義を勝ち取った国民が、支配者に約束させたのが「憲法」なんです。「日本国憲法」だって、性格としては同じもんなんですよ。国民の自由と権利を保障したのが、「憲法」なんです。

それを今度「改正」によって、制約を加えるなんていうバカな改正を、ヨーロッパの国がやりますか。一遍与えた権利を取り上げるぞ、なんていう「憲法改正」がどこにありますか。要するにそういう「改正」をやろうとしておるわけでございます。こここのところがですね、非常に制約を加えておると言うことでございます。

それからさっきの、「国会の解散権」を総理大臣の一手に握らせる、軍事裁判所を作る、その外にもですね、地方自治についても、何かですね「地方分権、地方分権」と言いながら、かえって地方自治を国が統制するような書き方に、今度はなってます。法律がなんとかすると言うのは、国がなんとかするということなんですから、とにかくそういうなんか酷い「草案」であるということでございます。大変時間を超過して、申し訳ございません。あと、また、ご質疑等があらわれましたら、よろしくお願ひ申し上げます。長時間ご静聴、大変ありがとうございました。(盛大な拍手)

質問に答えて

(北朝鮮に独力で立ち向かうとは?)

- 1、北朝鮮には、アメリカの力を借りずに、独力で立ち向かうという考え方には賛同ですが、具体的に日本は、どのようにしたらよいのでしょうか。

(答え) ; 北朝鮮には、アメリカの力を借りずに、独力で闘うと言いますか、対応をするには、どうしたらいいかと言うことでありますが、これはいろいろご意見のあるところかと思いますが、私はやっぱり防衛力において、北朝鮮に対応できるだけの防衛力は、持たなきゃならんのではないかと思います。

じゃあ、ミサイルで原爆を打ち込んできたらどうするんだと。そういうことは考える必要はないので、それは日本は、非核国家としてですね、核武装をしないという選択をしているわけですから。

選択をしているのに、原爆打ち込まれては駄目でしょうと。だからアメリカの「核の傘」を確保するために、イラクへ派兵しなきゃ駄目なんじゃないかという理屈は、成り立たないと思うんですよ。イラクへ派兵しなければ、アメリカは日本に「核の傘」をくれないのかと。

私は正直な話、「核の傘」なんてのは、とことんのところを考えたら、いい加減なものだと本当は思いますよ。本当にもし、日本が原爆を落とされた場合にアメリカは、直ぐ原爆で報復するでしょうかね。必ずその前に、アメリカの世論が起きると思います。だってドイツに落とさずに、日本に落としましたですよ。そこにはやっぱり「人種」というものもありますよ、やっぱり。日本が落とされた時にアメリカの世論が、今度はアメリカも落とされるかもしれない、報復を受けるのではと、にも拘わらずすぐやれとアメリカ国民が言うかどうか。本当は、とことんまで考えたら？商社の皆様方はやはり防衛庁と同じで、とことんまでお考えになる方々、本当はそうだと思うんですが。しかしながら、だから「核武装」するという選択もあるでしょうけれども、それは又ちょっと別次元、全然又別に考えてみなけりゃならん話なんで。

とにかく我々は平和国家として「核武装」をせずにやるわけですから、アメリカの「核の傘」というものを全面的に信頼してやる。アメリカも「核の傘」を提供するために、自衛隊を派遣せいなんていうことを言ったら、それはもうアメリカの「核の傘」は頼りにならんということに直ちになりますから、その時には日本が「核武装」をすることになる。日本が「核武装」をした時に、一番心配なのはアメリカだと思います。

日本軍の「核武装」を許した時に、再び又日本がですね、アメリカに対して立ち向かってくるということにならんとは限らない。

現に皆さんもよくご存知のように、もう 80 年代においてアメリカで、日本バッシングがあったのではないですか。即ち、ソ連が崩壊して、アメリカの相手がなくなった。次に日本、ハッとアメリカが見てみたら、日本がソ連の次にアメリカを脅かすものと

して台頭しておく。

「ジャパン・アズ・ナンバーワン」なんていう本が出て、21世紀は日本の時代である、アメリカは「日没する国」である。こういう風にもう80年代に、言われたわけですよね。我々も、その本を読んだりして、日本人はその頃本当にそうだと思って、我々は、ちゃんと何もしなくても21世紀になると日本の時代がきて、アメリカはもう没しちゃって、我々は「日出ずる国」ということで盛んになるんだと。日本人はある程度、誰もがそう思った。

それをアメリカが見て大変だと、これは。何とかして日本を叩き落してしまわなければならないということになって、本当に1980年代の「日本バッシング」というのはひどかった。それを日本人は、ほとんど知らなかった。商社の皆様方は、みなさん全員知っておられたんですが、日本の中にいる国民はさっぱり知らなかったという、変な現象なんですけれども。

ということであの「日本バッシング」は当時あった。そこは私も防衛庁におりましたから、アメリカの遣り方なんていうものはですね、物凄く論理的・科学的でございますよ。日本を叩き落とそうと思ったら、先ず第一案、こうする。第二案、こうする。第十案ぐらいまで作るんですから。そして第一案を、先ず発動する。第一案が駄目なら、第二弾を発動する。第二弾が駄目なら、第三弾を発動すると、こういう風にしてとうとう、いやグローバル・スタンダードなのですね、いや金融ビッグバンだの、グランドメガ・コンペティションだのそういうことを言いながら、日本を叩き落としてしまう。

それに橋本総理が乗ったのは、まずかったですよ。小泉総理も、乗ってしまった。亀井静香氏は、私と大学同級生でございまして、亀井静香氏は、ちゃんと知ってましたよ。あの亀井氏を、私は擁護しますが、小淵さんが亡くならず亀井氏が、自民党の政調会長を続けてたら、今頃日本は大繁栄してると私は思うんです。

以上、亀井静香の宣伝を終わりますが、要するに橋本、小泉は滅茶苦茶引っかかって大変なことになってしまった。あの思い出を皆さんは、一番知っておられる。日本に「核武装」を許したらどうということになるか、今度はあんな具合にはアメリカはいきませんよ。日本は、核を持っているんですから、今度は本当にアメリカは「日没する国」になる可能性もある。

その辺を、いろいろ考えますと、アメリカは「核の傘」を提供するために、「イラクに出せ」なんていうことは、これは言わない。そうすると、核は別とすると、あとはやっぱり私は、独力でですね対抗できるだけの防衛力を持たなかったら、北朝鮮に舐められると私は思います。これについては、いろいろなご意見があると思います。

じゃ、今の日本の実力はどうなんだと、だいたい今の日本の実力で、私は大丈夫じゃないかなと、ほとんど。我が航空兵力をもってすればですね、そんな核基地だろう

が何だろうが一気に叩けますよ。ただ、もう百機ぐらい足りないかなと、戦闘機が。

あの、私は昔から、「航空強化論者」なんです。今の、戦局を決めるものは、何と言ったって航空戦力ですよ。ちょっと足りない、私は前から言ってるんですが、お前、平和主義者かと言われると、平和主義者なんです、同時にやっぱり北朝鮮に対抗できるだけのものは……。

じゃあ、持ったら日本は貧乏になるか、これならないんですよ。あの、愈々お前は平和主義者かと言われるんですが、正直な話は、軍備というものは一番波及効果が大きいですから。アメリカなんかですね、経済が下向いてくると軍備増強やるんですから。現に私があの防衛庁の計画官やっておりました頃、当時レーガン大統領がですね、アメリカの景気が落ちてきた、ソ連の脅威を強調して、大軍拡をやった。一遍にアメリカ景気、持ち直しましたよ。だから、北朝鮮に対する軍備を増強したら、日本が経済が悪くなるそんなことないですよ。経済も、もっとよくなる。何か、いよいよ変なこと言いますが、それはしかし波及効果の話言うてるんで、しかし、憲法九条は断固として死守する、こういうことであります。あまり時間が長くなりますので、こればかり話していると、更に時間がかかりますので、どうぞ一つ（このへんで）。

（自衛隊基地のある町で平和運動を進めるには？）

2、基地の町千葉県館山市の、隣り町から来ました。自衛隊が地域の職場でもあるこの地域で、平和憲法を守る運動を進めるにはどうしたらよいか、お考えをお聞かせ下さい。

（答え）；日本国政府がですねえ、平和憲法を「改正」という方向でやっている時に、自衛隊の家族がですねえ、現役の家族がそれに反対する運動に加わるということは、非常に現実問題として難しいものがあると思います。私みたいに、自衛隊から離れた人間がですね、勝手なことを言うのはいいんですけども。

それは防衛庁の中にだって、私と同じ考えを持つてる人だって一杯いますからいいんですが、形式的にはですね、現役の彼らは、小池さんの言う通りなんて言うことはなかなか言えない。本人は、自衛隊員本人はなかなか言えない、言うともやっぱり何となく立場が変なことになる恐れがありますし、やっぱり家族の人たちもなかなか表立っては言えないと思うんですが。

内々の話としては、内々に賛同して頂いて歩くとか、そういうことならばできるんでないでしょうかね。その辺、やってみないと、旨くいくかもしれないし、なかなか旨くいかないかもしれないし、やってみないとなかなか難しいと思いますですね。

イラク派兵反対の時には、表立ってなければ、私なんかにも家族は、いや、困りましたよと、みんな言うんですけどもね、表立ってはもうなんか難しい。いやあ、やってみないと分からないですね。表立たざるが如く、さればとて多少表立つが如く、何とか上手にやって、もしそれが燎原の火の如くなれば、それはパーっとなるでしょう。そうなるまでなかなか難しいような気が致しますですねえ。そんな感じが致します。

(外国の軍人・軍隊は憲法九条をどのように考えているのか)

3、憲法九条について、外国の軍人・軍隊はどのように考えているのでしょうか、小池さんのご経験で知っておられるところを教えてください。

(答え) ; 日本が憲法を、その平和国家だということは、みんな知っていますよ。原爆を落とされたことも、もちろん知ってます。自衛隊を、self defense force ということも、みんな知っています。それで私が、イギリスの国防大学へ行った時、同級生がですね、お前のところは self defense force というんだなあ、あのお、force で self で、defense でないものがあるかなあと言って笑ってましたけどね。そういう感じですね。self defense force であるということは、非常に知ってますね。しかし同時に、あの時なんだったか、私なんかをおだてる時は、おっ、rising sun だな、なんて言うてですね、軍艦旗・連隊旗もそうですよね。そんなことも知っておって、日本は、シンボルの旗は、rising sun だということも知っています。同時に神風のお話ではないですけども、軍隊としては、非常に強い軍隊だったということもよく知っておって、なんか、私なんかですね、そういう面では昔の犠牲になった方々の余沢の上に、自分なんか胡坐かいているんだなあと思うことが、随分ありましたですね。

私なんか、イギリスとか歩いていますと、おお、お前日本人かと、おれはインパール作戦に参加したんだと。実にしかし日本軍は素晴らしかったと。相手が布陣しているんだけど、どこにいるか全く見えないと。実に素晴らしい軍隊だったなーんてのを、私をつかまえて言うんですよ。我々の self defense force もそうだと思っておるんですね。私なんかもまた、いや今の self defense force は昔の armed forces よりもつよいぞ、なんて言うてましたけれどもね、そういう感じですね。また、自衛隊がアメリカへ行ったりして、誘導弾を、対空誘導弾を撃つときに一射場がないもんですからアメリカまで出かけて行って撃つ時に一各国とこう、競争したりするんですよ。そうすると点数制になってましてね、別に当たったから何点っていうんじゃないんですが、手続き、その手順で採点するんですね。だいたい日本がトップになったりして。

また、PKOという平和協力、国連平和協力隊に随分出してますが、私はあれに今でも猛反対でございまして、あれは必ずエスカレートするから駄目だと言うてるんですけども、しかし今、出ます。出るとですね、他の国からもきてます。みんなでマラソン大会なんかやるんですね、そうすると、陸上自衛隊は年がら年中、毎日々々走ってるもんですからね、物凄くマラソンが強いんですね。だいたい日本が一等になったりすると、いやあ大したもんだなんて言うていますですね。なんか、自画自賛みたいなことばかり申し上げて恐縮でございまして、今の自衛隊に対する評価も大変高いものがあります。商社に対する評価と同等でございまして。そういう風に思います。

(自衛隊・防衛庁内での憲法教育はどうか)

4、自衛隊及び防衛庁では、憲法についてどのように教育しているのでしょうか。小池さ

んの在職中と今とでは、何か違いが出てきているのでしょうか。

(答え) ; 先ず自衛隊に入る時に、宣誓、誓約書に署名するんでございますね。それで防衛大学校を出まして任官する時に、やっぱり宣誓書を読むんですよ。それはその中に高らかに「日本国憲法を遵守し」、大きな声で読むんですよ。その後「ことに臨んでは、危険を顧みず、身をもって職務の完遂に努めることを誓いまあす」と言うてですね、読むんでございますね。その時、「日本国憲法を遵守し」と高らかにみんな読みますね。読んだ後どう教育しているか、そこらがちょっと怪しいところがあるかなと、正直そういう気は・・・、やっぱり。憲法九条と自衛隊の関係についてはですね、ちゃんとこういう解釈だよと言うことは教育がなされておって、現在の憲法の下では、こういう風に対応しなきゃいかんのだと言うことは、よく教育されております。

あとこれを改正した方がいいのか、しない方がいいのかについては、これは私が今日申し上げましたような教育がなされるといいがなと思っておりますが、そういう教育まではしていないと思いますね。だから尚更、私なんかと言うて、これはやっぱり徴兵制に繋がる、海外派兵に繋がる、結局今の自衛隊員もみんな命を落とすことになる、と言うことをやっぱり声高に言う必要があります。

現在の自衛隊員の諸君は、教育を受けたということじゃなくって、やはり自分たちが海外に派兵されるわけですから、これに対してですね、これは大変なことだという危機感はみんな持っているわけです。一番彼らが心配しているのは、劣化ウラン弾です。イラクへ行く時も、それはもう自衛隊の中で、そういうことの広がり早いからですね。一気に広がります。一回イラクへ行った時に、あそこは劣化ウラン弾があって、あれ（放射能汚染）がありますから、アメリカが非常にひた隠しにしていたって、現にイラクの中に一杯奇形の人が出てくるわけですから。じゃあ、自分が行って来てですね、自分が長生きできないかもしれない、または子供が生まれた時に、これは大変なことになるかもしれない、この危機感はみんなが持っていますね。そういうことは言えます。それと、憲法改正というところが、なかなか。そこまで皆さん認識されると大変いいんだがなと言う風には思います。こんな程度でございましょうかね。

(圧力・いやがらせに対する対抗策は?)

5、小池さんのような「主張」だとか、全国各地でご講演をされたりしているわけですが、そうしたことに對する（また、私たちのような運動に對しても）圧力・いやがらせなどあると思いますが、そうした場合に、どのような対抗策をご自身でとられておられるのか、差し支えない範囲でお聞かせ下さい。

(答え) ; 先ほど申し上げましたような抗議みたいな文書が一部、今はもう来ませんけれども、当時来ましたですね。しかしそれはですね、全然そういう根が弱虫の理論ですから、どうっていうことはないと思いますね。むしろそういうものに対しては、私はそういう風な論法で反論をしておるといことです。

防衛庁の現役の人たちは、これは現役でございますから、表立ってあれですね。いやそれでもしかし、自衛隊へ私が行くと、みんなニコニコしてるから、それで分かりますね。みんなニコニコしてますね。いやあ、あのおご活躍でとか、ありがとうございますとか、やっぱりおっしゃいますですね。防衛庁の、現在の本庁の幹部は、やっぱり相当私の意見に賛成している人が多いと思いますが、表立って、OBほどは、頑張れとかそういうこと直接は言いませんですね。

防衛庁のOBの中では、お前はけしからんというのはですね、ほんのごく一部ですね。ところがそういう人間は、非常に卑劣ですね、そういう人間だけですわ、匿名でよこすのが。後はちゃんと名前を書いてよこします。お前は、けしからんというのがですね、今までに二通ぐらい来ましたかね。これは、匿名ですね。それで私は防衛庁の中にも、こういう卑劣な奴がいたかと、こういう奴が防衛庁を悪くしたんだと、そのために今日この小池は随分苦労したんだと言う風に思いますね。そういうやっぱり卑劣な人間が、防衛庁の幹部において、防衛庁を牛耳ったりしたりしたらいかんと。

えーっと、いやいやひとは匿名でなかったですな、ひとは匿名でなかった、一人は匿名だったですね。匿名でなかった人は、おかしいな、この人嘗ては、このなんて言いますか、平和憲法の下での自衛隊ということでこういうことに徹していた人だったはずだが、全く様変わりしたなど、なんか時代が変わったんだとかいうことで書いてきましたけどね、随分調子よく変わる人だなど、それはそう思いましたですね。そんな感じでございます。

（「現行憲法を世界遺産に」の運動をどう見るか）

6、現行「九条」のメリットのみを強調して、運動をすることにどう思われますか。「現行憲法」を、世界遺産に登録・申請する運動をすることに意義はありませんか。

（答え）；私は、現行憲法はメリットのみである、100%メリットである。これがなくなったら日本の運命に拘わるんですから、これをもうしっかりと堅持していけばですね、日本は絶対安泰なんです。もう、100%メリット、0%デメリット、ということだと、私は思います。現行憲法を、世界遺産に登録・申請する運動というのは、素晴らしい運動である。これは、世界遺産になったら、これは世界中が認めるんですから、本当に素晴らしいと、私は思います。（盛大な拍手）

（戦時平和都市宣言構想の具体化は？）

7、最後の最後に、ちょっと確認のようなことなんですが、赤十字の旗のお話が、さっきでましたけれども、その旗は既にも買われたのでしょうか。

（答え）；まだ、買ってありません。従って、全然金は使っておりません。口だけで、効果を出しております。なかなかその辺、金を使う面からいきますとですね、金使わずに、このコレだけで効果を出すのが、先ず最良の戦略でございますね。あの、ただ今年一

年ということなんですから、来年になったらですね、本当にその問題が、今度は、それを本当に私がですね「戦時平和都市宣言」をすることになると思うんですよ。これは、私は、議会に懸けずに、「加茂市長宣言」でやるのがいいと思うんですよ。議会に懸けますと、そこにはやっぱり自民党の人とかいろいろいるじゃないですか。そうすると、自民党の本部から圧力かかるじゃないですか。だから、議会に懸けるんじゃないで「加茂市長声明」でいいんですよ。「加茂市長声明」で宣言して、「加茂市長宣言」でやるのがいいと思っております。

あと、赤十字の旗を買うかどうかということについては、これは又議会の幹部とも相談しながらですね、しかるべく向かって行くと。一本、今いくらぐらいするものでございましょうか。いくらぐらいか、千円じゃ買えないんじゃないかと、・・・？、要するにあのあれと、日の丸の旗と同じ値段だと思っていいと思うんでございますよ。同じ「赤」ですから、「丸」の代わりに、こう十字にすればいい。ええ、それと旗竿ですから、今、千円あれば、大量生産で買えば大丈夫でございましょうかね。それとも、中国製か何かでやりますかね。千円としますと、十万本だと、どうなります？大変ですね。十万本だと、百万、千万、一億ですか。一億円、一億円だったら出せるかもしれませんが、まあ、そういうことで、旗、買うことになるんですね、議会と相談しながらということになります。

まあ、考えてみれば、そんなことにはですね、今の世界情勢なるわけもないのに、政府が、なるという、狼が来たと言うて、そういうあれを作っているわけですから、

こっちも狼が来たならこうすると、こう言うてるわけで。本当はですね私は本当に赤十字の旗を買ったらいいと思うんですよ。十万本ならずとも、だんだん買ったらいいと思うんですよ。そうして、立てれば、立ててみせれば、やっぱり世界中が見るじゃないですか。加茂市は本当に赤十字の旗を買って、立てて、演習までやったと。これは大変効果があるんじゃないかと思えますんで、議会の何とか了解を得てそういう方向に持って行って、我が赤十字の旗をですね、世界に向かって立てる、こう言えばいいんじゃないかと思っております。(盛大な拍手)

以上

< 附属資料 >

自民党新憲法草案（現行憲法対照） 抜粋

新憲法案	現行憲法
<p>(前文)</p> <p><u>日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。</u></p> <p><u>象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。</u></p> <p><u>日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。</u></p> <p><u>日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。</u></p> <p><u>日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえのない地球の環境を守るため、力を尽くす。</u></p>	<p><u>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</u></p> <p><u>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</u></p> <p><u>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</u></p> <p><u>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</u></p>

- 【注記】 1. 講演のなかで小池氏が指摘された条項のみ自民党新憲法草案より抜粋し収録しました。
2. 現行憲法と対比し、実質的な変更がある条項は太字で表記し、網掛けがされています。
3. 講演で引用されている原資料は縦書き上下対照の表でしたが、横書き左右対照の表に組み替えております。

新憲法案	現行憲法
<p><u>(天皇の国事行為)</u></p> <p>第六条 天皇は、<u>国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</u></p> <p>2 天皇は、国民のために、<u>次に掲げる国事に関する行為を行う。</u></p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 第五十四条第一項の規定による決定に基づいて衆議院を解散すること。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第六条 天皇は、国会の指名に<u>基いて</u>、内閣総理大臣を任命する。</p> <p>② <u>天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</u></p> <p>第七条 天皇は、<u>内閣の助言と承認により</u>、国民のために、<u>左の国事に関する行為を行ふ。</u></p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p>(以下 略)</p>
<p>第五十四条 第六十九条の場合その他の場合の衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第五十四条 (新設)</p> <p>(以下 略)</p>
<p><u>(内閣の不信任と総辞職)</u></p> <p>第六十九条 内閣は、<u>衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</u></p>	<p>第六十九条 内閣は、<u>衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</u></p>

新憲法案	現行憲法
<p>第二章 安全保障 <u>(平和主義)</u></p> <p>第九条 <u>日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>第二章 戦争の放棄</p> <p>(同左)</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>
<p><u>(自衛軍)</u></p> <p>第九条の二 <u>我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。</u></p> <p>2 <u>自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</u></p> <p>3 <u>自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。</u></p>	<p>(新設)</p>

新憲法案	現行憲法
<p>第六章 司法 <u>(裁判所と司法権)</u></p> <p>第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>2 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、終審として裁判を<u>行う</u>ことができない。</p> <p>3 <u>軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。</u></p> <p>4 すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を<u>行い</u>、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>	<p>第六章 司法</p> <p>第七十六条 (同左)</p> <p>② 特別裁判所は、<u>これを設置</u>することができない。行政機関は、終審として裁判を<u>行ふ</u>ことができない。 (新設)</p> <p>③ すべて裁判官は、その良心に<u>従ひ</u>独立してその職権を<u>行ひ</u>、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>
<p><u>(国民の責務)</u></p> <p>第十二条 <u>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであって、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。</u></p>	<p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、<u>これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</u></p>
<p><u>(個人の尊重等)</u></p> <p>第十三条 <u>すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</u></p>	<p>第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</u></p>